でんき契約約款（中部電力ミライズ･auEL）料金表

でんき契約約款（中部電力ミライズ･auEL）（以下「でんき約款」といいます。）に基づき提供されるauエネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）の電気の供給等のサービス（別表に定める対象外サービスを除きます。）における，電気料金およびその請求等の条件についてはこのでんき契約約款（中部電力ミライズ･auEL）料金表（以下「料金表」といいます。）において，auELが定めます。本料金表のほか，KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）のWEB de 請求書ご利用規約，auかんたん決済会員規約，「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約（以下これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにでんき約款および料金表による電気供給サービスに関連するauELまたはKDDIが定める諸規程（auELまたはKDDIが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが，これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は，本料金表の一部を構成するものといたします。本料金表と諸規程との間に矛盾，抵触が生じた場合は，当該諸規程を優先して適用するものといたします。

1 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，プランM（中部D）およびプランL（中部D）といたします。

１－１ プランM（中部D）（以下「プランM」といいます。）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

ロ １需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

でんき約款９（供給電気方式，供給電圧および周波数）(1)によります。

(3) 契約電流

でんき約款５（契約電流および契約容量）(1)によります。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金ならびに料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円（266.05円）

１－２ プランＬ（中部Ｄ）（以下「プランＬ」といいます。）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ １需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし，1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

でんき約款９（供給電気方式，供給電圧および周波数）(2）によります。

(3) 契約容量

でんき約款５（契約電流および契約容量）(2）によります。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金ならびに料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は,１月につき次のとおりといたします。ただし,まったく電気を使用しない場合の基本料金は,半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

2　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

3　料金の算定期間

料金の算定期間は，１の暦月の起算日（auEL が定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし，電気の供給を開始した場合の算定期間は，開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし，需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，１の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

4 料金の算定

料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

(1)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合

(2)　契約種別，契約電流，契約容量等を変更したことにより，料金に変更があった場合

5 日 割 計 算

(1)　auEL は，4（料金の算定）(1)または(2)の場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金または最低月額料金は，6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　4（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み，需給契約が消滅した日を除きます。

また，4（料金の算定）(2)の場合により日割計算をするときには，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3)　でんき約款 8（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は，料金の算定上，需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

(1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(2) プランMおよびプランＬの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) (2)の場合，その単位は1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払い

(1) auELは，料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金等相当額その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について，KDDIに譲渡するものとし，お客さまは，auELまたはKDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに，auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

(2) (1)において，料金等は，支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金等について，auELまたはKDDIは，auELまたはKDDIに特別の事情がある場合は，お客さまの承諾をえて，auELまたはKDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) auELおよびKDDIは，口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等auELおよびKDDI所定の事由に該当するときは，auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い，その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは，本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは，次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし，auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額400円 （税込額440円）

(5)　auEL および KDDI は，料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後，サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって，auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は，auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

(6)　お客さまは，前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは，次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし，auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）

(7)　お客さまは，料金その他の債務について，支払期日の経過後に支払う場合，料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1　2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）
2　払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考　auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(8)　関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は，関連規程または諸規程に定めるところによります。

8 延 滞 利 息

お客さまは，料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には，支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の auEL または KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は，閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として，auEL または KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

9 違約金

(1)　お客さまがでんき約款 29（供給の停止）(2)イもしくはロまたはでんき約款 39（解約等）（2）に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，auEL は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けることがあります。

(2)　(1)の免れた金額は，でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，auEL が決定した期間といたします。

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし,再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，auEL は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ auEL の指定するホームページで公開いたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，4 月については，検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し，合算して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = (45{,}900\,円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 45{,}900\,円) \times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は,次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.212 円（0.233 円）

(3) 燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

12　契約者等に係る情報の利用

　でんき約款および料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては，別途 auEL の定める「au エネルギー＆ライフ　プライバシーポリシー(http://kddi-l.jp/X96)」が適用されます。

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 12 月 1 日から実施いたします。